

令和2年5月20日

関係各位

健康福祉局高齢福祉部
地域ケア推進課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止等としていた事業
の再開について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年4月22日付通知において、期間を定めず当面の間、当課所管事業の原則中止（延期）または資料配布等への変更を依頼しておりましたが、国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）及び社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者や外出自粛等の下での高齢者の健康維持への配慮の必要性を踏まえ、6月1日以降、下記の感染防止対策を講じた上で、順次、事業を再開していただきますようお願いいたします。

なお、感染症防止対策を講じることが困難な場合は、引き続き事業を中止（延期）するとともに、事業運営に支障のない範囲で、電話、メール、書面等による方法に代えるなど感染防止に留意していただきますようお願いいたします。

記

1 事業実施者が講じるべき措置

(1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議などで示されている「三つの密」を避けるための取組及び「新しい生活様式」を踏まえた感染防止対策の徹底

ア 換気の悪い密閉空間で事業を行わない。

実施場所の状況に応じ、定期的に窓の開放による換気又は機械換気を行う。

イ 多数が集まる密集場所で事業を行わない。

事業参加者の制限（屋内は100人以下かつ収容定員の半数以下、屋外は200人以下）を行い、人と人の距離を2m程度確保する。

ウ 間近で会話や発声する密接場面等を作らない。

近距離での会話、大声での発声、歌唱や声援、多人数での会食、呼気が激しくなるような運動を伴わないよう留意する。

(2) ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

アルコール消毒類やアクリル板等の設置、参加者の手洗いの徹底や接触箇所の消毒等の必要な対策を実施する。

不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気スイッチ、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位について、除菌及び接触後の手洗いによる接触感染防止を促す取組を実施する。

(3) 事業参加者の健康状態の把握等

非接触型体温計の活用や体温等健康状態の申告等により、参加者の健康状態の把握に努め、発熱時等における参加の自粛を促す。

(4) 感染追跡調査を可能とするための措置の実施

感染者の事業参加が明らかになった場合に備え、利用者の自己申告などにより参加者の名簿を作成し、参加者への連絡手段を確保する。

(5) 事業に従事する職員の感染防止対策

職員の健康状態の把握に努めるとともに、マスクの着用や手洗いの励行等により感染予防対策を行う。

(6) 保健センターとの連携

感染者の事業参加が明らかになった場合には、感染追跡調査の実施に協力するとともに、実施場所の消毒作業など必要な措置について助言を受けること。

2 事業参加者をお願いする事項

(1) できるだけ人と人との距離を空け、近距離での会話や大きな声を出すことを避ける。

(2) 手洗いやうがいを励行し、マスクを着用するなど、ウイルスの飛沫・付着を予防する。

(3) 発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には事業の参加を自粛する。

(4) 感染追跡調査を可能とするため、連絡先の申告など連絡手段の確保に協力する。

(5) 感染者と接触した可能性がある場合には、保健センターの実施する感染追跡調査に協力する。